

高根沢町土砂等の埋立て等による土壌の
汚染及び災害の発生の防止に関する条例

申請の手引き

高根沢町

令和5年4月

申請書の作成前に、必ず町環境課に事前協議してください

目 次

小規模特定事業の許可申請をされる皆様へ……………	1
I 本条例における許可制度の概要……………	1
II 小規模特定事業を実施する方への留意事項……………	3
III 小規模特定事業許可申請に必要な書類(チェック表)……………	5
IV 小規模特定事業許可申請書等作成要領……………	6～18
1 小規模特定事業許可申請書(様式第2号)記載要領……………	6
2 小規模特定事業(小規模一時たい積事業)許可申請書 (様式第2号)記載要領……………	8
3 小規模特定事業変更許可申請書(様式第5号)記載要領……………	10
4 小規模特定事業譲受け許可申請書(様式第18号)記載要領……………	10
5 土砂等搬入届(様式第7号)記載要領……………	10
6-1土砂等発生元証明書(様式第8号)記載要領……………	10
6-2検査試料採取調書(様式第9号)記載要領……………	11
7-1土砂等管理台帳(様式第10号)記載要領……………	11
7-2土砂等管理台帳(小規模一時たい積事業用) (様式第11号)記載要領……………	11
8 小規模特定事業状況報告書(様式第12号)記載要領……………	12
9 小規模特定事業(小規模一時たい積事業)状況報告書 (様式第12号)記載要領……………	12
10 小規模特定事業水質検査等報告書(様式第14号)記載要領……………	12
11 小規模特定事業相続届(様式第19号)記載要領……………	13
12 その他……………	
参考①(誓約書)……………	14
参考②(申請者、法定代理人、役員、等)……………	16
参考③(車両表示:例)……………	18
※ 高根沢町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び 災害の発生の防止に関する条例……………	19～32
※ 高根沢町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び 災害の発生の防止に関する条例施行規則……………	33～48
※ 申請書の様式……………	49～77
※ 参考 別表第2の3号の表中、土砂等の区分について……………	79～83
参考 別表第2の2、4号の擁壁の基準について……………	84～86

小規模特定事業の許可申請をされる皆様へ

栃木県では、不適正な土砂等の埋立て等に伴って周辺住民との間に様々なトラブルが生じている状況を踏まえて、土砂等の埋立て等の適正化を図り、有害物質を含んだ土砂等の埋立て等による土壌の汚染や土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を未然に防止することを目的として、平成11年4月1日に栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例が施行されました。

県条例の施行に伴い高根沢町においても、事業面積1,000㎡以上3,000㎡未満を対象とした条例を平成12年7月1日から施行し、土砂等の埋立て等の適正化を図ってきました。

町条例の施行から約20年が経過し、施行時からの新たな状況変化が生じてきたことから、土砂等の埋立て等に関する事業の一層の適正化を図るため、令和5年4月1日に改正施行しました。

この改正により、小規模特定事業の事業区域面積を500平方メートル以上3,000平方メートル未満とし、県外で発生した土砂による埋立てを禁止、事前協議や許可申請前の住民説明会の実施について規定されました。

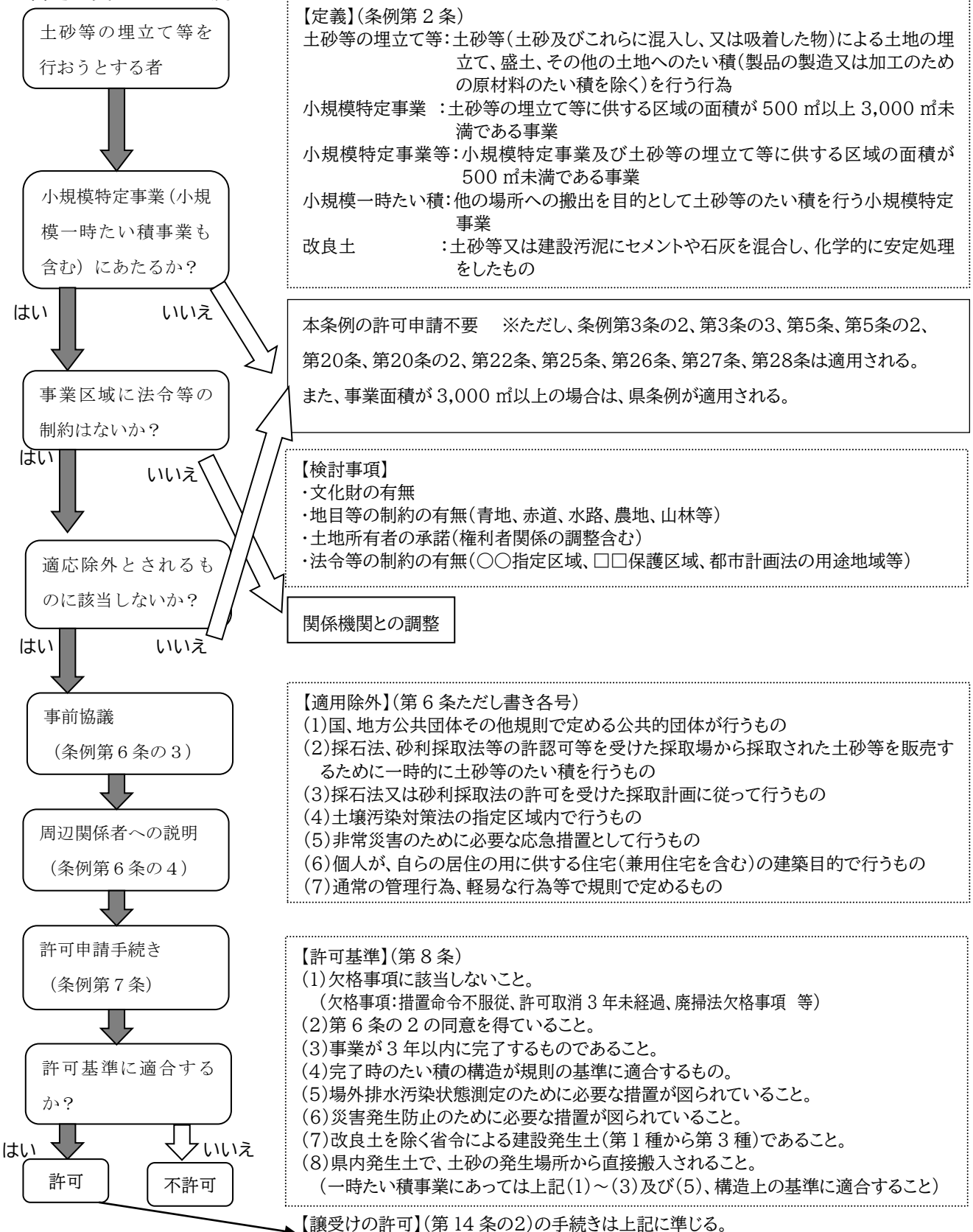
この手引きは、土砂等の埋立て等を行う皆様に、改正後の条例の内容を理解していただくとともに、条例に基づく諸手続きに必要な書類の作成方法や留意事項などを解説したものです。

条例の趣旨を十分理解していただき、土砂等の埋立て等による土壌の汚染や災害の発生の防止に十分留意され、適正な土砂等の埋立て、盛土、たい積を行われるようお願いいたします。

I 本条例における許可制度の概要

◇ 本条例では、小規模特定事業を行おうとする場合、許可を受ける必要がありますが、許可申請から事業終了までの大きな流れを以下に示しました。

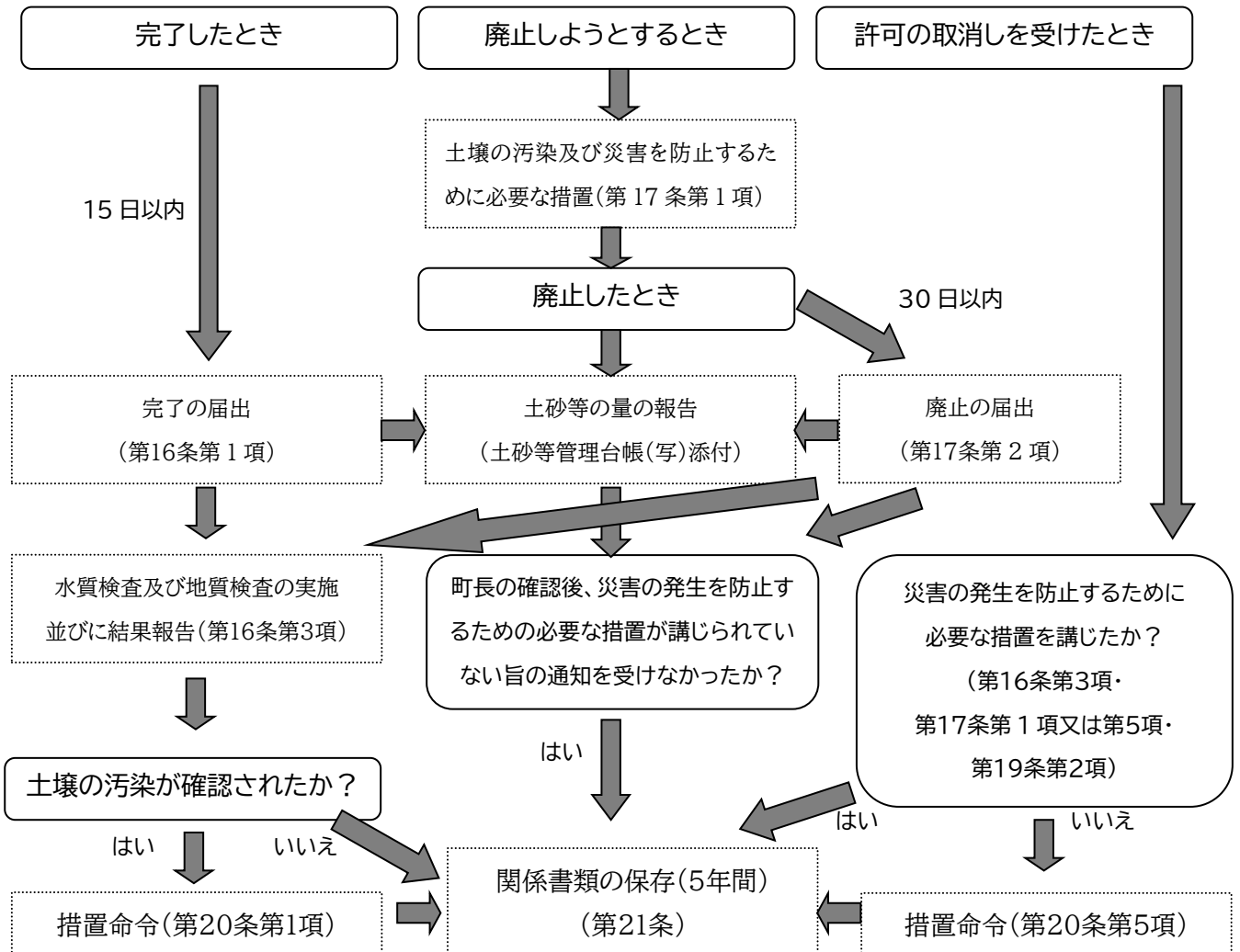
1 許可を受けるまでの流れ



2 小規模特定事業施工時の義務

【全ての許可事業者が行うもの】	
(1) 土砂等の搬入の届出(第11条)	⇒ 採取場所ごと、かつ5,000 m ³ ごとに土砂等発生元証明書及び地質分析結果証明書等を添付
(2) 土砂等管理台帳の作成及び土砂等の量の報告(第12条)	⇒ 採取場所ごとに一日当たりの搬入・搬出量を記載 ⇒ 6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内 (小規模一時たい積は3月ごとに当該3月を経過した日)
(3) 水質検査等の実施及び結果報告(第13条)	⇒ 6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内 (小規模一時たい積は3月ごとに当該3月を経過した日)
(4) 関係書類の縦覧(第14条)	
(5) 標識の表示等(第15条)	
(6) 搬入車両への表示(第15条の2)	
【必要に応じて行うもの】	
(1) 申請事項の変更許可申請及び軽微な変更の届出(第10条)	⇒ 小規模特定事業区域や小規模特定事業の期間の変更等 ⇒ 氏名、住所、土砂等の量等の軽微な変更
(2) 廃止又は休止(2月以上)の届出	
(3) 譲受けの許可(第17条の2)	⇒ 譲受け許可を受けた者が許可事業者の地位を承継
(4) 相続に基づく地位承継の届出(第18条)	⇒ 許可事業者の地位の承継があった日から遅延なく

3 小規模特定事業の終了



II 小規模特定事業を実施する方々への留意事項

1 事業の実施にあたって

- (1) 小規模特定事業を実施する区域(土地)の埋蔵文化財の有無について、町生涯学習課に確認すること。
(埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となる。)
- (2) 小規模特定事業を実施する区域(土地内)に、青地や赤道がある場合(公図で確認すること。)は、それが機能しているかどうか、埋めるために必要な措置はどのようにするのか等を町都市整備課や宇都宮財務事務所等に確認すること。
- (3) 小規模特定事業に使用する土砂等の搬入経路について、町内道路の損傷防止や損傷復旧対応等について、町都市整備課と協議すること。
- (4) 小規模特定事業を実施する土地が農地の場合は、農地転用(一時転用を含む。)の手続き等について農業委員会事務局に確認すること。
- (5) 小規模特定事業を実施する区域の近隣に、学校や保育園等の公共施設がある場合は、町学校教育課・町こどもみらい課等と協議すること。
- (6) 小規模特定事業を実施する土地が山林等の場合は、地域、面積等により必要な許可や届出について、町産業課及び矢板森林管理事務所に確認すること。
- (7) その他、施行規則第6条別表第4に掲げる行為や開発行為など、関係許認可等を十分に確認すること。
- (8) 1,000 m²以上の小規模一時たい積事業(ストックヤード)は、粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法の届出をすること。
- (9) 上記以外の法令で規制のあるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許認可が必要なものについては、併せて許認可を取ること。
- (10) 小規模特定事業の許可の申請をする前に、条例第6条の4の規定に基づき、周辺関係者への説明をすること。
- (11) 小規模特定事業の許可にあたっては、条例第9条の規定により、条件を付す場合があること。

2 事業について

(1) 事業区域、対象事業

- ① 小規模特定事業区域の面積については、埋立て等の用に供する区域の面積をいい、区域外の搬入路、一時たい積場の保安地帯、事務所は含まない。
また、開発行為や宅地造成等の事業を、切土・盛土で実施の場合は、その事業区域以外からの土砂等で埋立てする区域が対象となる。(たとえ隣接地でも許可対象となる。)
- ② 事業規模が、変更により500 m²以上(ただし、3,000 m²未満のとき)になった場合は、その時点で町条例の許可が必要となる。(3,000 m²以上は県条例の許可対象であり、変更により3,000 m²以上になった場合は、その時点で県条例の許可が必要になる。)
また、事業規模は500m²未満であっても、その土地に隣接する土地において、その埋め立てに着手する日から3年以内に埋立てが行われているときは、隣接する土地と一体と見なし、合計面積が500m²以上となった時点で許可申請の対象となる。

(2) 使用材料等

- ① 路盤材として使用される砕石や砂利はこの条例の対象外である。
- ② 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射線障害の

防止に関する法律」で定められた放射性物質は、土砂等には分類されない。

3 その他

- (1) 小規模特定事業区域の表面をアスファルトや事業前に確保してあった表土で覆う場合は、事業区域以外からの土砂等の搬入終了時に廃止又は完了となる。
- (2) 土砂等搬入届に添付する、土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、計量証明書は、採取場所ごとに必要である。
- (3) 農地法の第4条及び第5条の許可を要するものについては、許可前であっても、農地転用の許可申請書の写しを添付すれば申請することができる。
- (4) 排水の水質検査にあたって、自ら試料を採取する場合は、検査依頼機関に容器、採水量等を十分確認しておくこと。

Ⅲ 許可申請の必要書類チェック表

小規模特定事業	✓	小規模一時たい積事業	✓
1 目次		1 目次	
2 小規模特定事業許可申請書(様式第2号)		2 小規模一時たい積事業許可申請書(様式第4号)	
3 同上(別紙搬入計画等)			
4 申請者の住民票(法人登記事項証明書) ※申請日前3月以内に発行したもの		3 申請者の住民票(法人登記事項証明書) ※申請日前3月以内に発行したもの	
5 小規模特定事業場位置図及び付近の見取図		4 小規模特定事業場位置図及び付近の見取図	
6 実測平面図 ※水質検査用の観測井を記載		5 実測平面図(土砂等たい積最大) ※水質検査用の観測井を記載	
7 実測縦断面図		6 実測縦断面図(土砂等たい積最大)	
8 実測横断面図		7 実測横断面図(土砂等たい積最大)	
9 小規模特定事業場土地登記事項証明書		8 小規模特定事業場土地登記事項証明書	
10 小規模特定事業場公図(写し)		9 小規模特定事業場公図(写し)	
11 小規模特定事業区域内土地使用同意書(全員分)		10 小規模特定事業(一時たい積事業)区域内土地使用同意書(全員)	
12 事前説明報告書(様式第1号の4)		11 事前説明報告書(様式第1号の4)	
13 条例第8条第1項第1号アからケまでに該当しないものである旨の誓約書		12 条例第8条第1項第1号アからケまでに該当しないものである旨の誓約書	
14 法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面		13 法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面	
15 役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面		14 役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面	
16 発行済株主総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面		15 発行済株主総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面	
17 規則第4条の2に規定する使用人又は第6条の3第6号に規定する町長が別に定める使用人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面		16 規則第4条の2に規定する使用人又は第6条の3第6号に規定する町長が別に定める使用人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面	
18 使用土砂等予定量計算書			
19 構造安定計算書(安定計算を行った場合)			
20 擁壁断面図・背面図(擁壁を用いる場合)			
21 擁壁の概要・構造計画等			
22 小規模特定事業の周辺地域の生活環境保全措置を記載した書面(様式第3号)		17 小規模特定事業(一時たい積事業)の周辺地域の生活環境保全措置を記載した書面(様式第3号)	
23 関係許認可等の申請書の写し		18 関係許認可等の申請書の写し	
農地法(農地転用許可、届)		農地法(農地転用許可、届)	
森林法(林地開発、伐採届)		森林法(林地開発、伐採届)	
都市計画法(開発行為)		都市計画法(開発行為)	
文化財保護法(埋蔵文化財確認)		文化財保護法(埋蔵文化財確認)	
高根沢町法定外公共物管理条例 (国土交通省所管公共用財産管理関係)		高根沢町法定外公共物管理条例 (国土交通省所管公共用財産管理関係)	
24 (構造基準適用除外書面該当)		19 (構造基準適用除外書面該当)	
25 その他()		20 その他()	

IV 小規模特定事業許可申請書等作成要領

1 小規模特定事業許可申請書(様式第2号)記載要領

- ◇ 提出部数は正本1部、副本1部の合計2部とする。(副本は受付後、申請者が保管する。)
- ◇ 申請書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。

【申請書関係】

- (1) 小規模特定事業の位置
小規模特定事業場の地番を全て記載すること。(別紙で記載することも可能)
- (2) 小規模特定事業場及び小規模特定事業区域の面積
実測面積を記載すること。また、実測の求積図等を添付すること。
- (3) 現場管理責任者の氏名
規則第21条の2に規定する現場管理責任者の職務を遂行できる者を任ずること。
- (4) 小規模特定事業に使用される土砂等の量
土砂等の量を積算した計算書の量を記載すること。各土砂等の採取場所からの予定量の合計に概ね合致すること。
- (5) 小規模特定事業の期間
小規模特定事業を行う期間を記載すること。(3年以内)
ただし、小規模特定事業区域の土地が自らの所有でない場合、かつ、行政機関の所有又は管理する土地でない場合にあつては、賃貸借契約書等(同様の内容で既に契約がなされている場合はその契約書でも可能。)を添付し、借地等の契約期間の範囲内で記載すること。
小規模特定事業区域の土地が行政機関の所有又は管理する土地の場合にあつては、許認可等(許可前にあつては申請書の写し。受付印のあるものに限る。)を添付すること。又この場合、土砂等の搬入予定量による計画の相当と認められる期間とすること。
- (6) 小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の構造
規則別表第2に掲げる構造のとおりとし、事業の前後の構造が判別できる1/500程度の断面図とし、必要に応じ、のり面保護工の種類と方法等を記載すること。
- (7) 小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画
別紙に記載すること。なお、搬入経路を位置図等に記載すること。搬入土砂等の区分は、規則別表第2の土砂等の区分を参照のこと。
- (8) 小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域への排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置
1/500程度の平面図に小規模特定事業区域の傾斜等が分かるよう表示するとともに、排水溝、排水枡(必要に応じた数を設置すること。)等を記載するとともに、小規模特定事業区域から排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置に配慮した工事の工程、工法を記載した図面とする。
- (9) 小規模特定事業が施工されている間において、小規模特定事業区域以外の地域への当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
1/500程度の平面図に、工事施工中に災害発生を防止するための工事の工程、工法を記載した図面とする。

【添付書類関係】

- (10) 申請者の住民票の写し(法人の場合にあつては、商業登記事項証明書)

申請日前 3 月以内に発行したものに限る。

(11) 小規模特定事業場の位置図

1/25,000 程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。

(12) 小規模特定事業場の付近の見取図

1/500 程度で小規模特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。

(13) 小規模特定事業場の平面図及び断面図

形状の変化が確認できるピッチ及び縮尺の平面図及び縦横の断面図とする。

(原則として 1/250～1/500 の図面とする。)

(14) 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書

3 月以内に発行したものに限る。

(15) 小規模特定事業場の公図の写し

小規模特定事業場を明示し、小規模特定事業区域及び隣接地の地目を記入し、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者を記載し、作成者の押印がなされているものとする。

(16) 小規模特定事業区域内土地使用同意書(様式第1号の2)

小規模特定事業区域の土地が自らの所有でない場合には、当該土地について、申請書が使用占有する権限等があることを証する書類として、当該同意書を添付すること。

なお、申請者は土地所有者に対し、特定事業の内容に係る事項及び土地所有者の義務に関する事項を説明の上、同意を得ること。

(17) 申請者が条例第8条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面

本手引き別紙の「参考①(規則第4条関係)」を参考に作成し、申請書に添付する。

(18) 法定代理人、役員、株主、出資者、使用人等

①申請者が条例第8条第1項第1号カに規定する未成年者又は規則第4条の3第8号に規定する未成年者である場合には、これらの者の法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

②申請者が法人である場合には、条例第8号第1項第1号キに規定する役員又は規則第4条の3第9号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

③申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

④申請者に規則第4条の2又は第4条の3第6号に規定する使用人がある場合には、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

上記①～④については、本手引き別紙の「参考②(規則第4条関係)」を参考に作成し、申請書に添付する。

(19) 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面(様式第3号)

土砂等の埋立て等によって生ずる、粉じん、騒音、振動等に係る防除措置について具体的に記載すること。(例:散水車による散水、場内走行速度5km/h 以内、搬入・搬出車両の通行時間帯の制限 等)

(20) 構造安定計算書

規則第5条(別表第2)の構造上の基準について、必要に応じて添付する。

なお、計算の根拠となるボーリングデータ、土質試験結果も添付すること。

(21) 擁壁を用いる場合の断面積及び背面図

規則第5条(別表第2第4号)の擁壁の構造については、「宅地造成規制法施行令(昭和37年政令第1

6号)」のとりの構造とし、図面は 1/50 程度で作成し、背面図は擁壁の裏面の構造が判明できるものであること。

(22)小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合の当該行為に該当することを証する書面

当該行為の許認可等の通知書等とする。ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあつては、申請書の写し(提出先の受付印のあるものに限る。)とし、許認可等の決定後に当該通知の写しを必ず提出すること。

(23)その他

- ① 1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。
- ② 検査試料採取調書、計量証明書、賃貸借計画書及び許認可等の通知書等は原本を確認するので、原本を持参すること。

2 小規模特定事業(小規模一時たい積事業)許可申請書(様式第4号)記載要領

- ◇ 提出部数は正本1部、副本1部の合計2部とする。(副本は受付後、申請者が保管する。)
- ◇ 申請書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。

【申請書関係】

(1)小規模特定事業の位置

小規模特定事業場の地番を全て記載すること。(別紙で記載することも可能)

(2)小規模特定事業場及び小規模特定事業区域の面積

実測面積を記載すること。また、求積図等を添付すること。

(3)現場管理責任者の氏名

規則第21条の2に規定する現場管理責任者の職務を遂行できる者を任ずること。

(4)年間の小規模特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量

年間及び1日平均の土砂等の搬入等の搬入及び搬出の予定量を記載すること。

(5)小規模特定事業の期間

小規模特定事業を行う期間を記載すること。

ただし、小規模特定事業区域の土地が自らの所有でない場合、かつ、行政機関の所有又は管理する土地でない場合にあつては、賃貸借契約書等(同様の内容で既に契約がなされている場合はその契約書でも可能。)を添付し、借地等の契約期間の範囲内で記載すること。

小規模特定事業区域の土地が行政機関の所有又は管理する土地の場合にあつては、許認可等(許可前にあつては申請書の写し。受付印のあるものに限る。)を添付すること。

(6)小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域への排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置

1/500程度の平面図に小規模特定事業区域の傾斜等が分かるよう表示するとともに、排水溝、排水枘(必要に応じた数を設置すること。)等を記載するとともに、小規模特定事業区域から排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置に配慮した工事の工程、工法を記載した図面とする。

(7)小規模特定事業に供する土砂等のたい積の構造

別表第3に掲げる構造のとおりとし、1/500程度で土砂等のたい積が最大となった時のたい積の構造を平面図及び断面図で示す。

【添付書類関係】

- (8)申請者の住民票の写し(法人の場合にあっては、商業登記事項証明書)
申請日前3月以内に発行したものに限る。
- (9)小規模特定事業場の位置図
1/25,000程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。
- (10)小規模特定事業場の付近の見取図
1/500程度で小規模特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。
- (11)小規模特定事業場の土地の登記事項証明書
3月以内に発行したものに限る。
- (12)小規模特定事業場の公図の写し
小規模特定事業区域を明示し、小規模特定事業区域及び隣接地の地目を記入し、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者氏名を記載し、作成者の押印がなされているものとする。
- (13)小規模特定事業(小規模一時的積事業)区域内土地使用同意書(様式第1号の3)
小規模特定事業区域の土地が自らの所有でない場合には、当該土地について、申請書が使用占有する権原等があることを証する書類として、当該同意書を添付すること。
なお、申請者は土地所有者に対し、特定事業の内容に係る事項及び土地所有者の義務に関する事項を説明の上、同意を得ること。
- (14)申請者が条例第8条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面
本手引き別紙の「参考①(規則第4条関係)」を参考に作成し、申請書に添付する。
- (15)法定代理人、役員、株主、出資者、使用人等
- ①申請者が条例第8条第1項第1号カに規定する未成年者又は規則第4条の3第8号に規定する未成年者である場合には、これらの者の法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
 - ②申請者が法人である場合には、条例第8号第1項第1号キに規定する役員又は規則第4条の3第9号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
 - ③申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をいっている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
 - ④申請者に規則第4条の2又は第4条の3第6号に規定する使用人がある場合には、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
- 上記①～④については、本手引き別紙の「参考②(規則第4条関係)」を参考に作成し、申請書に添付する。
- (16)小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合の当該行為に該当することを証する書面
当該行為の許認可等の通知書等とする。ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあっては、申請書の写し(提出先の受付印のあるものに限る。)とし、許認可等の決定後に当該通知の写しを必ず提出すること。
- (17)その他
- ①1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。
 - ②検査試料採取調書、計量証明書、賃貸借計画書及び許認可等の通知書等は原本を持参すること。

3 小規模特定事業変更許可申請書(様式第5号)記載要領

◇ 提出部数は正本1部、副本1部の合計2部とする。(副本は受付後、申請者が保管する。)

【申請書関係】

- (1)変更申請を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容及び理由を記載すること。
- (2)期間延長の変更は1年以内とすること。

【添付書類関係】

- (3)変更に係る書類のみを添付すること。
- (4)許可申請書に用いた図面と同一の縮尺の図面とし、変更前後の内容が判明できるものであること。

4 小規模特定事業譲受け許可申請書(様式第18号)記載要領

◇ 提出部数は正本1部、副本1部の合計2部とする。(副本は受付後、申請者が保管する。)

【申請書関係】

- (1)譲受けようとする小規模特定事業許可に係る事項について、その内容及び譲受けの理由を記載すること。

【添付書類関係】

- (2)許可申請書に用いた図面と同一の縮尺の図面等を添付すること。
- (3)譲受けようとする小規模特定事業に係る許可指令書の写し。

5 土砂等搬入届(様式第7号)記載要領

◇ 提出部数は1部とする。なお、提出は郵送不可、持参すること。

【届関係】

- (1)土砂等の採取場所1ヶ所につき1通作成すること。
- (2)同一採取場所の場合は、5,000㎡までごとに1通作成すること。
- (3)土砂等の搬入予定量
1つの採取場所からの全体量を記載し、1通の届出に係る搬入量は5,000㎡以下であること。
- (4)土砂等の運搬事業者名
事業者が複数の場合は、全ての事業者を記載すること。

【添付書類関係】

- (5)検査試料採取調書、計量証明書、土砂等発生元証明書及び売渡・譲渡証明書は原本を確認するので、原本を持参すること。
- (6)土砂等の採取場所から、小規模特定事業場までの搬入経路図を提出すること。

6-1 土砂等発生元証明書(様式第8号)記載要領

※ 土砂等の発生元の事業者が発行するものであること。

◇ 提出部数は1部とする。

【証明書関係】

- (1)土砂等発生元証明書の宛名

土砂等の埋立て等を行う事業者となる。(小規模一時たい積小規模特定事業場を経由する場合には、

小規模一時たい積小規模特定事業者又は埋立て等事業者となる。)

(2) 当該工事等に係る土砂等発生量

当該工事等施工場所から発生する総予定量を記載し、かつこ内に当該発生場所から当該小規模特定事業場へ搬出する契約量が記載されていること。

(3) 今回の証明に係る土砂等の量

処分契約量のうち当該証明書に係る土砂等の量(1度に最高 5,000 m³まで)が記載されていること。

【添付書類関係】

(4) 発生土砂等運搬契約書

土砂等の発生場所から当該小規模特定事業場までの運搬に係る全ての運搬事業者名が記載されていること。

6-2 検査試料採取調書(様式第9号)記載要領

※ 実際に検査試料の採取を行った者が記載するものであること。

◇ 提出部数は1部とする。

【証明書関係】

(1) 検体区分欄の番号等は、当該調書に係る計量証明書の発行番号と一致すること。

【添付書類関係】

(2) 当該調書に係る計量証明書を作成するために行う地質分析は、それぞれ規則別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。(規則第8条第4項)

(3) 搬入しようとする土砂等に係る検査試料として土砂等を採取した地点の平面図及び現場写真

(4) 当該調書に係る計量証明書は、計量法第107条の登録を受けた計量証明事業者が発行したものであり、計量法第110条の2の規定により交付されたものであること。

7-1 土砂等管理台帳(様式第10号)記載要領

※ 小規模特定事業の土砂等について、採取場所ごとに作成するものであること。

◇ 小規模特定事業状況報告書の提出の際に、写しを1部提出する。

【台帳関係】

(1) 小規模特定事業に使用される土砂等の量

許可申請時に積算した小規模特定事業に使用される土砂等の量を記載すること。

(変更のあった場合は、変更後の量)

(2) 土砂等の採取場所に係る工事等の内訳

採取場所に係る工事等の名称を記載すること。

工事等に係るものでない場合は、「〇〇会社土取り場」等採取場所に係る具体的な内容を記載すること。

7-2 土砂等管理台帳(小規模一時たい積事業用)(様式第11号)記載要領

※ 小規模特定事業(小規模一時たい積事業)の土砂等について、採取場所ごとに作成するものであること。

◇ 小規模特定事業(小規模一時たい積事業)状況報告書の提出の際に、写しを1部提出する。

【台帳関係】

(1) 年間の小規模特定事業に使用される土砂等の搬入・搬出量

許可申請時に積算した年間及び1日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載すること。

(変更のあった場合は、変更後の量)

(2) 小規模特定事業場等への搬出

① 搬出先の直下の欄へは、当該小規模一時たい積場から搬出する場所を記載すること。

② 搬出先に対応する各日付け欄へは、1日当たりの当該搬出先への搬出量を記載すること。

8 小規模特定事業状況報告書(様式第12号)記載要領

◇ 提出部数は1部とする。

【報告書関係】

(1) 小規模特定事業に使用される土砂等の量

実施済量については、採取場所ごとの累計量の合計に一致すること。

(2) 今回報告量

報告に係る期間(6月間)に搬入された量を記載すること。

(3) 累計量

前回累計量に今回報告量を加えた量になること。

【添付書類関係】

(4) 土砂等管理台帳(様式第10号)の写し

9 小規模特定事業(小規模一時たい積事業)状況報告書(様式第13号)記載要領

◇ 提出部数は1部とする。

【報告書関係】

(1) 前回までの処分残量

前回の報告時に、搬出されずに残っている量を記載すること。

(2) 完了時の報告においては、前回までの処分残量に搬入量を加えた量が全て搬出され、処分残量が0になっていること。

【添付書類関係】

(4) 土砂等管理台帳(一時たい積事業用)(様式第11号)の写し

10 小規模特定事業水質検査等報告書(様式第14号)記載要領

※ 規則第12条の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に報告すること。

◇ 提出部数は1部とする。

【報告書関係】

(1) 当該報告書、検査試料採取調書及び計量証明書は原本を確認するので、原本を持参すること。

【添付書類関係】

(2) 検査試料採取調書(様式第9号)

※6-2検査試料採取調書記載要領を参照

- (3)当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書を作成するために行う水質検査は、次の①②に掲げる項目の区分に応じ、①②に定める方法により行わなければならないこと。(規則第10条第1項各号)
- ① 別表1に掲げる項目
土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)に定める付表に定める方法により検液を作成し、当該項目ごとに環境大臣が定める排水基準に係る検液方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年告示」という。)に定める測定方法
 - ② 水素イオン濃度及び浮遊物質量
昭和49年告示に定める測定方法
- (4)当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書を作成するために行う地質検査は、施行規則第11条第1項及び第2号の規定により採取・作成された資料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならないこと。(施行規則第11条第1項第3号)
- (5)当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書は、計量法107条の登録を受けた計量証明事業者が発行したものであり、計量法第110条の規定により交付されたものであること。

11 小規模特定事業相続届(様式第19号)記載要領

※ 小規模特定事業の許可を受けた者について、相続があった場合に町長に届け出る。

◇ 提出部数は1部とする。

【添付書類関係】

(1)相続の事実を証する書面

被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本(戸籍全部事項証明)・除籍謄本(除籍全部事項証明)、相続人全員の戸籍謄本(戸籍全部事項証明)、遺産分割協議書(共同相続人全員の印鑑登録証明書必要)、相続人の本籍記載の住民票(相続人が未成年である場合は、その法定代理人の住民票の写し)。

当該相続の事実を証する書面は、原本を確認するので、原本を持参すること。

(2)相続しようとする小規模特定事業に係る許可指令書の写し

12 その他

(1)小規模特定事業変更届(様式第6号)

◇ 提出部数は1部とする。

(2) 小規模特定事業完了届(様式第16号)・ 小規模特定事業廃止(休止)届(様式第17号)

◇ 提出部数は1部とする。

参考①(第4条関係)

(表)
誓 約 書

申請者が高根沢町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第8条第1項第1号アからケに該当しない者であることを誓約する書面

高根沢町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「条例」という。)第8条第1項第1号に規定する欠格要件

- ア この条例の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- イ 第19条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る高根沢町行政手続条例(平成12年高根沢町条例第19号)第18条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)以下この号において同じ。)であった者で当該取消しの日から3年を経過しない者を含む。)。ただし、申請者が第19条第1項第2号又は第7号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。
- ウ 第19条第1項の規定により小規模特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- エ 第20条の規定による必要な措置を完了していない者
- オ 小規模特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある者
- カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからオまでのいずれかに該当する者
- キ 法人でその役員又は規則で定める使用人(注1)のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ク 個人で規則で定める使用人(注1)のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第5項第2号イからへまでに掲げる者のうち規則で定めるもの(注2)

(注1) 高根沢町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「規則」という。)

第4条の2 条例第8条第1項第1号キ及びクの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(注2) 規則第4条の3 条例第8条第1項第1号ケの規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (4) 法第7条の4若しくは法第14条の3の2(法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。)であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。)

(裏)

- (5) 法第7条の4若しくは法第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項(法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から3年を経過しないもの
- (6) 前号に規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは使用人(知事が別に定める使用人。以下この条において同じ。)であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の使用人であった者で、当該届出の日から3年を経過しないもの
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から3年を経過しない者(以下この条において「暴力団員等」という。)
- (8) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が第1号から前号までのいずれかに該当するもの
- (9) 法人でその役員又は使用人のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する者のあるもの
- (10) 個人で使用人のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する者のあるもの
- (11) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

申請者は、上記高根沢町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第8条第1項第1号アからケに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

[印]

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(裏)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき)

発行済株式の総数			出 資 の 額	
(ふりがな)	生 年 月 日	保 有 する 株 式 の 数 又 は 出 資 の 額	本	籍
氏 名 又 は 名 称		割 合	住	所

規則第4条の2に規定する使用人又は第4条の3第6号に規定する町長が別に定める使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな)	生 年 月 日	本	籍
氏名	役 職 名 ・ 呼 称	住	所

備考

1 該当する者すべて記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

土砂等搬入車両

○搬入先(小規模特定事業区域)

【100ポイント以上】

高根沢町大字石末〇〇〇ほか

○許可事業者

(株)たかねざわ土砂

【60ポイント以上】

許可番号：高根沢町指令高環第〇〇号

【30ポイント以上】

○土砂等搬入事業者

(有)残土運送

【60ポイント以上】